

情報共有の論点整理

第2章 情報共有

1. 情報の共有

(情報の共有)

町民・議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、お互いにまちづくりに関する情報を伝え合い情報を共有します。

*とりあえず仮置き

【論点】

(1) タイトルは「情報共有」か、「町政情報の共有」か

- ① 町政情報の共有、とタイトルを変える。(章ではない)

(2) 条文の内容について

- ① 2項として、町政情報とはなにかを書く。3項として、町政情報の共有とはなにかを書く
- ② 町政に関する情報を積極的に提供し、町民と情報を共有
- ③ 町政にかかわる情報を、余すところなく町民と共有する。
- ④ ・「町民」「議会」「行政」を盛り込む
・「町政に関する情報」を「自治(又はまちづくり)に関する情報」として規定
- ⑤ 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝えあう。
- ⑥ 町民、議会及び行政は～/町政等の情報共有する主体を明確にし、積極的な公開を進めていく。
- ⑦ 自治の実現(まちづくり)の基本的事項として町民、議会及び行政が情報を共有する旨を規定。
- ⑧ 町民、議会及び行政

(3) 「①根源」か、「②実現の基本」か

- ① 八雲町・むかわ町の条文にある「町民主体の～の根源であることを認識することを基本とする」
- ② 「町民、議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、お互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報を共有します。」

(4) 政策の立案・実施・評価・見直し(・政策形成)の過程・内容の説明をどの項目で扱うか【パート1】

- ① 栗山町の「情報の共有」/政策形成の過程を明らかにするとともに、その検討段階から町民に必要な情報を提供することを明記している。

※栗山町自治基本条例

(情報の提供)

第16条 町は、町政に関する情報を適切な方法で町民に提供するとともに、情報提供に関する制度の充実を図ります。

2 町は、第21条第1項各号に規定する事項を実施するときは、政策形成の過程を明らかにするとともに、その検討段階から町民に必要な情報を提供します。

(町民参加の保障)

第21条 町は、次の各号に掲げる事項を実施するときは、その検討段階から適切な方法で町民の参加機会を提供します。

- (1) 総合計画と各政策分野の基本的な計画を策定又は改定するとき。
- (2) 町民生活に影響を及ぼす条例等を制定又は改廃するとき。
- (3) 広く町民が利用する施設の新設、改良、廃止をするとき。
- (4) 町民生活に大きな影響を及ぼす政策等の決定をするとき。

- ② 施策の立案、実施、評価及び見直しの過程及び内容について分かりやすく説明する

(4)その他

- ① 町政に関する情報とは？明確にするべき？規則等で明確にするのか？
- ② 情報の原則として、情報の提供や公開を明記することで、共有・提供・公開・説明責任と同じ内容を一文化することができると思います。提供、公開することで情報の共有が図られる。共有することで説明責任が果たされる条文になればわざわざ細分化する必要がないと思いました。

2. 情報の提供

(情報の提供)

議会及び行政は、町民主体の自治を図るため、町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で 分かりやすく町民に提供します。

*とりあえず仮置き

【論点】

(1) タイトルは「情報の提供」か「町政情報の提供」か

- ① 町政情報の提供、とタイトルを変える

(2) 条文の内容について

- ① 4 項に、町政の情報提供は町民に対する⑦説明責任と併せて行う
- ② 美幌町の「情報の提供」
- ③ 「議会」
- ④ 議会及び行政は、その保有する町政に関する情報を積極的に提供する。
- ⑤ 適切な情報提供
- ⑥ 分かりやすく説明する
- ⑦ むかわ町の第6条2項のような町民⇒議会・行政への情報の提供

※むかわ町自治基本条例

(情報提供)

第 6 条 議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で、町民にわかりやすく伝えます。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を議会及び行政へ積極的に伝えます。

- ⑧ 「議会及び行政は、町民主体の自治の実現を図るため、町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく町民に提供するものとします。」
- ⑨ 基本原則で規定している情報共有の原則に基づいて規定されるものであるため、「基本理念の実現のため」「自治の実現(まちづくり)のため」といった目標の明記。

(2) 「①適切な方法で」か、「②多様な媒体を活用して」か

- ① 3 項は、町政の情報提供は、多様な媒体を活用して幅広い町民に適切なタイミングで伝わるように実施する
- ② 町政に関する情報を、適切な時期に適切な方法で分かりやすく提供
- ③ 「議会及び行政は、町民主体の自治の実現を図るため、町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく町民に提供するものとします。」

(4) 美瑛町情報公開条例との関係性

- ① 既存の美瑛町情報公開条例と関連があるので紐づけさせる。(東川町の例と同様)

※東川町自治基本条例

(情報提供)

第 24 条 町は、東川町情報公開条例(平成8年東川町条例第 22 号)で定めるところにより、町民に対し町の保有する情報を公開するとともに、分かりやすく提供します。

- ② 既存の情報公開条例との関係性の整理は必要
③ 美瑛町情報公開条例(平成15年美瑛町条例第2号)で定めるところにより、情報を公開します。

(5) 政策の立案・実施・評価・見直し(・政策形成)の過程・内容の説明をどの項目で扱うか【パート 2】

- ① 2 項は、議会と行政は、町民参加の事項(別途規定)を実施するときは、政策課題について政策形成の検討段階から町民に適切な情報提供を行う。

(6) 「町政に関する情報」とは何か、具体的に行政職員に挙げてもらう

(7) 「分かりやすく」とは、何か

3. 説明責任

(説明責任)

議会及び行政は、公平で開かれた町政を推進するため、町政に関して適切な時期に適切な方法で分かりやすく説明し、町民から説明を求められた場合には誠実に対応します。

*とりあえず仮置き

【論点】

(1) タイトルは「説明責任」か、「町政情報の説明責任」か

- ① 町政情報の説明責任——とタイトルを変える

(2) 条文の内容について

- ① 3項に、町政の説明責任は、町民に対する⑥情報提供と併せて行う。
- ② 政策の立案・実施・評価・見直しに至るまでの過程・内容を町民に分かりやすく説明しなくてはならない
- ③ 安平町の「説明責任」

※安平町自治基本条例

(説明責任)

第7条 町は、町の仕事の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有します。

- ④ 議会及び行政は、町政に関して町民に分かりやすく説明する。
- ⑤ 行政は町民に対し誠実に説明する
- ⑥ 情報の共有と情報の提供に関して、町民に対して説明する責務がある旨規定。
- ⑦ 町は、町の仕事の企画、立案、実施及び評価の～～分かりやすく説明する責務を有します。(安平町の例と同様)
- ⑧ 武蔵野市のイメージ

※武蔵野市自治基本条例

(説明責任)

第12条 市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策、施策、事務事業等(以下「政策等」という。)の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に対して分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(3) 「①適切な方法で」か、「②多様な媒体を活用して」か

- ① 2項に、行政は、⑥町政情報の説明責任は、多様な媒体を活用して幅広い町民が適切なタイミングで理解できるように実施する
- ② 「議会及び行政は、公正で開かれた町政を推進するため、町政に関して適切な時期に適切

な方法で町民にわかりやすく説明し、町民から説明を求められた場合には誠実に対応します。」

(4)政策の立案・実施・評価・見直し(・政策形成)の過程・内容の説明をどの項目で扱うか【パート3】

- ① 施策の立案・実施・評価の各段階において、過程及び内容を説明する。
- ② 課題共有のため、過程を含め説明する責務の規定が必要。

(5)その他

- ① 美幌町の条例では、「町政に関してわかりやすく説明」「誠実に説明」とあるが、行政としてはそのつもりであっても、町民から見た場合そう感じてもらえない場合が想定される。何を以て「わかりやすく」また「誠実」というのか、人によってとらえ方に相違があり、行政側からするとこのような規定をすることは、難しいのではないかと考えます。

4. 情報公開

(情報公開)

議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、美瑛町情報公開条例の情報の規定のより、情報を公開します。

* とりあえず仮置き

【論点】

(1) 条文の内容について

- ① 美幌町の「情報公開」
- ② 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有する。
- ③ 美幌町のような記述がシンプルでわかりやすいと思いました。

(2) 「①美瑛町情報公開条例」か「②別に条例」か「③原則として」か

- ④ 町政に関する情報は町民に原則として公開する
- ⑤ 「別に条例で定めるところにより」という表現
- ⑥ 美瑛町情報公開条例に基づく～
- ⑦ 「1 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、美瑛町情報公開条例の規定により、情報を公開します。」
- ⑧ 基本原則で規定している情報共有の原則に基づいて規定するものなので、条文には町民が有する権利(町政に関する情報開示について)を規定し、情報公開の方法については「美瑛町情報公開条例によるものとする。」といった形で引用。
- ⑨ 美瑛町情報公開条例(平成15年美瑛町条例第2号)で定めるところにより、情報を公開します。

(3) 「情報公開」と美瑛町情報公開条例との関係

- ① 別途、情報公開条例に準じるべきと思います。
- ② 既存の美瑛町情報公開条例と関連があるので紐づけさせる。(東川町の例と同様)

※東川町自治基本条例

(情報提供)

第24条 町は、東川町情報公開条例(平成8年東川町条例第22号)で定めるところにより、町民に対し町の保有する情報を公開するとともに、分かりやすく提供します。

- ③ 美瑛町情報公開条例があるため、自治基本条例の条文に入れなくてもいいのではと考えます。
- ④ 美瑛町情報公開条例との関係性
- ⑤ 既存の情報公開条例との関係性の整理は必要
- ⑥ 情報公開請求に伴う権利と義務についても明示する。(過度な情報公開請求が日常業務に

支障をきたしている自治体もあるため)

(4) 美瑛町個人情報保護条例との関係

- ① 美瑛町個人情報保護条例と自治基本条例の整合性を検討したのち、基本部分のみ再掲し、詳細を委任する。

5. 個人情報保護

(個人情報保護)

議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、美瑛町情報公開条例の規定により、適切な保護を図ります。

*とりあえず仮置き

【論点】

(1) 条文の内容について

- ① 個人の権利や利益が侵害されないよう、個人情報は保護する
- ② 美幌町の「個人情報保護」。栗山町の第18条2～町民の権利。

※栗山町自治基本条例

(個人情報の保護)

第18条 町は、個人の権利と利益が侵害されることのないよう、個人情報を適正に保護します。

2 町民は、町が保有する個人情報について、栗山町個人情報保護条例(平成8年条例第10号)で定めるところにより、開示、訂正及び利用停止を求めることができます。

- ③ 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について適正に取り扱う。
- ④ 個人の権利や利益が侵害されないよう、行政が保有する個人情報について保護する必要がある。

(2) 「①美瑛町個人情報保護条例」か、「②別に条例」か

- ① 「別に条例で定めるところにより」という表現
- ② 美瑛町個人情報保護条例に基づき～
- ③ 別に定める条例により適正な保護を図るとして、別条例で詳しく記載する。
- ④ 「議会及び行政は、個人の権利利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、美瑛町個人情報保護条例の規定により、適正な保護を図ります。」
- ⑤ 別に定める条例と表現するより、美瑛町個人情報保護条例に定めるというように表現するほうがわかりやすいと思いました。別に定めるという表現だと、別に定められている法律は何か？そこから調べていかなければならないと手間が一つ増えてしまうと思います。
- ⑥ 個人情報保護に関するものについては美瑛町個人情報保護条例に基づいて保護されるもの、といった条文で、その内容については美瑛町個人情報保護条例を引用する形。
- ⑦ 美瑛町個人情報保護条例(平成15年条例第3号)で定めるところにより、個人情報を保護します

(3) 美瑛町個人情報保護条例との関係

- ① 別途、個人情報保護条例に準じるべきと思います。

- ② 既存の美瑛町個人情報保護条例との関連があるので紐づけさせる。
- ③ 美瑛町個人情報保護条例があるので、既存の条例をそのまま活用する方が良いと思います。
- ④ 美瑛町個人情報保護条例との関係性
- ⑤ 既存の個人情報保護条例との関係性の整理は必要

(4) その他

- ① 美瑛町個人情報保護条例と自治基本条例の整合性を検討したのち、基本部分を再掲し、詳細を委任する。ただし、個人情報保護条例の(オンライン結合による提供の制限)第 8 条を拡大解釈して、オンラインを使った町民と行政の会議や情報交換等が制限されることのないよう、自治条例に規定する必要があります。

※美瑛町個人情報保護条例

(オンライン結合による提供の制限)

第8条 実施機関は、オンライン結合(実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)による個人情報の外部提供を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令に特別の定めがある場合または個人情報について必要な保護措置が講じられている場合で、あらかじめ審査会の意見を聴いて、必要かつ適切と認めるときは、オンライン結合をすることができる。

3 前項の規定にもとづきオンライン結合による個人情報の外部提供をした場合において実施機関は、個人情報の漏えい若しくは不適正な利用又はそのおそれがあると認めるときは、審査会の意見を聴いて、オンライン結合の停止等必要な措置を講じることができる。ただし、緊急やむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかにその内容を審査会に報告しなければならない。

6. 町民の意見等

(とりまとめ案)

(町民の意見等)

行政は、町民の意見、提言、要望に対し、迅速かつ誠実に対処します。

2 行政は、前項で寄せられた意見等への経過について記録し、適切に管理します。

*とりあえず仮置き

【論点】

(1) タイトルは「町民の意見等」か「町民意見の応答と反映」か

- ① 「⑩町民の意見等」を、「⑩町民意見の応答と反映」にタイトルを変えること。これにより、町民と行政が双方向で対等となる関係にする。(対処や対応でない)

(2) 条文の内容について

- ① ・2項に、「町民意見への応答」：(地域社会と関係)行政は、町民や地域団体からの要望・問い合わせ・クレームなど、多様な経路と形態の町民意見の情報を、適切な応答と、適切な仕組みで管理し、町政に活かす。-現時点で、議会は省略
・3項に、「町民意見の反映」：(行政運営と関係)行政は、政策形成の過程に町民の意見を反映するため(別途に規定した)仕組みに出された町民意見を、適切に政策に反映するとともに、適切な仕組みで管理し、町政に活かす。
・4項に、「町民意見の情報共有」：行政は、上記2項および3項により管理した町民意見の情報を、適切な方法で公開し、さらなる町民参加の促進をはかる。
- ② 町民の意見・提案・要望に対し、迅速に対処し行政運営に反映させる
- ③ 町民の意見や提言を、行政や議会審議に「必ず」盛り込むよう検討すること。検討の経緯を、保管し公開すること。
- ④ 美幌町の「町民の意見等」
- ⑤ 議会及び行政運営に反映する。
- ⑥ 町民からの意見等に対し、迅速かつ誠実に対応する。
- ⑦ 町民の意見等に対し、迅速かつ誠実に対処します。
- ⑧ 町民の意見等に対し、行政は迅速かつ誠実に対処する。
- ⑨ むかわ町のように、意見等の検討後の公表があるとよいと考えます。

※むかわ町自治基本条例

(町民の意見等)

第10条 行政は、まちづくりに関する町民の意見、提言及び要望等(以下「意見等」という。)を総合的に検討し、迅速かつ誠実に対応するとともに町政への反映に努めます。

2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表します。ただし、別に条例の定めるところにより公表することが適当でない認められるときは、この限りではありません。

(1) 意見等の内容

(2) 意見等の検討結果及びその理由

3 行政は、意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理するための制度の整備に努めます。

- ⑩ 「1 行政は、町民からの意見、提言、要望等に対し、迅速かつ誠実に対処します。2

行政は、前項で寄せられた意見等への対処経過について記録を保存し、適切に管理します。」/主語に「議会」が無いことについて、町民からの意見の受け口が議会及び行政の両者であるに対処が煩雑になるとともに、行政で受けた意見等が施策等へ反映される際、結果として議会で諮られることから、町民の意見等へ適切かつ効率的に対処するため、行政のみの責務としている。

- ⑪ 町民の方から意見をいただく目的・その方法及び効果
- ⑫ むかわ町のイメージ

(5)その他

- ① 町民主体ということで考えると、町民の意見や参加という表現にしてしまうと、行政主体の中に町民が参加しているように感じられる。行政が、町民の意見等を積極的に取り入れる環境や参加できる環境を作る条文がいいと思います。

7. 会議の公開

(会議の公開)

議会は、定例会、委員会及び美瑛町会議規則で規定する会議を原則公開します。

2 行政は、実施機関に置く付属及びこれに類するものは、その議会を公開します。

3 議会及び行政は、前項で規定することが適当ではないと認められるときは、非公開とすることができます。

*とりあえず仮置き

【論点】

(1) 条文の内容

- ① ・町政の会議は町民に対し、公開する。+例外規定
・2 項に、会議の公開の定義を書く:(予定日時と議題、傍聴か中継か、議事録か会議録か、公開する媒体)
・5 項に、公開の定義(議事録、会議録、傍聴、インターネット)
- ② 美幌町の「会議の公開」
- ③ 「審議会等の付属機関の会議」という表現
- ④ 原則として会議を公開する。
- ⑤ 公開することが適当でないときは、非公開とすることができる。
- ⑥ 原則公開。ただし、公開することが適当でないときは、その理由を公開し、非公開とすることができる。
- ⑦ 美幌町のように、議会・行政で公開する対象を明示する。
- ⑧ 「1 議会は、定例会、委員会及び美瑛町議会会議規則で規定する会議を原則公開します。2 行政は、実施機関に置く付属機関及びこれに類するものは、その会議を公開します。3 議会及び行政は、前2項で規定することが適当ではないと認められるときは、非公開とすることができます。
- ⑨ 美幌町のイメージ

(2) 公開する会議の設定

- ① ・3 項に、行政が公開する会議の名称
・4 項に、議会が公開する会議の名称
- ② 「審議会等の付属機関の会議」という表現/公開する会議のレベル設定は、必須であると考えます。(ただし、該当する審議会等の設置条例(規則)に会議の公開規定がない場合、それぞれを改正する必要が生じるものと思われます)
- ③ 美幌町のように、議会・行政で公開する対象を明示する。
- ④ 町政運営の中で開催されている会議がどの範囲までなのかと、公開を原則としながらも、個人情報を含むもの等一部については非公開とする旨の規定が必要。

(3) その他

- ① 町政に参加してもらうには重要であり、自治実現のためには重要である